

署名簿

国に放射能汚染の拡散を防止するための措置、法整備を求める陳情書

2020年 月 日

尼崎市議会議長 真鍋修司 様

陳情趣旨

東京電力福島第一原発事故による放射能汚染水に関し、2019年12月23日、経産省の小委員会はその処分方法について、海洋放出、大気放出、その組み合わせという3案を出しました。しかし、放射能汚染水にはトリチウムなど多種の放射性物質が含まれており、これが放出されれば漁業等への影響は計り知れず、さらには、私たちの健康に深刻な影響を及ぼしかねません。したがって、大阪湾、福島県の海を含む一切の海や大気に放出されるべきではありません。

さらに、同事故由来の除染により発生した放射能汚染土に関し、環境省は福島県内の汚染土は8000ベクレル/キログラム以下であれば、飛散防止対策を行った上で農地造成や公共事業に再利用する、福島県外の汚染土は測定することなく30センチメートルの覆土を行った上で再利用する方針を打ち出しています。

国は、公害物質である放射性物質について、希釈拡散するのではなく、不拡散・集約管理することによって国民（住民）を守るべきです。尼崎市民の健康と暮らしを守る立場にある貴議会は、国に対して、放射能汚染の拡散を防止し、放射性物質から国民（住民）を守るための措置、法整備を早急に進めるよう要求して下さい。

陳情内容

尼崎市議会は、国に対して放射能汚染の拡散を防止し、放射性物質から国民（住民）を守るための不拡散・集約管理の措置、法整備を求める意見書を提出すること

(署名欄)

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

署名簿送付先 〒661-0953 尼崎市東園田町4-9-1 NPO法人学遊内

大阪湾に放射能汚染水を放出させない会・尼崎 代表 弘川よしえ